

農地でお困りの方へ！

次のような悩みはありませんか？

- ・ 農業を続けられない
- ・ 所有している農地を縮小したい
- ・ 農地が荒れてしまっている
- ・ 相続した農地の管理ができない

今年中に農地中間管理機構に農地を貸せば、 来年から固定資産税が半額になります！

所有する**全農地**（10アール未満の自作地は残せます）を、平成28年度以降新たに**農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた**ときは、次の期間、固定資産税が**2分の1に軽減**されます。

- ① 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは**3年間**
- ② 15年以上の期間で貸し付けたときは**5年間**

固定資産税の例

（1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります）

1万円

半額！

5千円

今からお考え下さい！

- ・ 荒れた農地を放置している方
- ・ 農地を十分管理されていない方

将来、固定資産税が**1.8倍**に増額されることがあります。今から**農地中間管理機構への貸付け**などの方策をご検討されてはいかがでしょうか。

固定資産税の例

（1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります）

1万円

→

1.8万円

例えば...

- 今年の秋(11月頃) : 農業委員会から遊休農地の利用意向調査票が届きます。
- 来年の夏(8月頃) : 意向どおりに実施しているか農業委員会が確認します。
- 来年の秋(11月頃) : 意向どおりに実施されていない場合は、農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告が行われます。再来年の1月1日現在で勧告を受けている農地については、その年度以降の固定資産税が**1.8倍**になります。

※ **農地中間管理機構への貸付けの意向が示されれば、勧告されません。**

問い合わせ先:

公益社団法人 佐賀県農業公社 (佐賀市八丁畷町8-1 電話0952-20-1590)